

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月26日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98

氏 名 学校法人 藤田学園

理事長 小野雄一郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0562-93-2800

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	藤田保健衛生大学病院
事業場の所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	1,489床
③従業員数	2,488人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為後に感染性廃棄物発生→院内の高圧蒸気滅菌破碎処理装置(ロトクレーブ)で、高圧蒸気滅菌処理後破碎後、廃プラスチックとして中間処分業者へ委託して焼却後、埋立処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
廃棄物総括責任者：医療廃棄物処理委員会委員長（特別管理産業廃棄物管理責任者）			
医療廃棄物処理委員会（医療廃棄物の適正な処理等に関する事項を審議）			
— 実施責任者（総務部業務課長） — 実施担当者（総務部業務課）			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	570 t	t
	(これまでに実施した取組) ○ 廃棄物排出量（ディスポーザブル製品の使用）を導入する場合は、検討を行い、むやみに廃棄物量を増加させない努力を行っている。 ○ ディスポーザブルの適正な在庫管理を行い、滅菌保証期日切れを出さないことで、廃棄物排出量を増加させない。 ○ 新採用者への教育の一つとして、廃棄物の分別方法を徹底。 ○ 廃棄物の袋に部署名を記入させ、分別の適正化と抑制を図る。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	570 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状を維持しながら、分別が出来ていない場合は、指導を行う。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 医療行為から発生する感染性廃棄物とそれ以外の産業廃棄物（廃プラスチック、金属くず、ガラスくず）、一般廃棄物との分別を行う。 感染または感染のおそれがあるものについては、赤テープおよびバイオハザードマークにより他の廃棄物と分別し、鋭利なものについては、専用のプラスチック容器を使用し、分別を行う。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持しながら、分別が出来ていない場合は、指導を行う。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 医療行為によって発生する感染性廃棄物であり、『平成4年厚生省告示第194号 感染性廃棄物は、焼却設備等によって処分しなければならない』とされる点より、再利用はしていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染のおそれがあるため再生については計画なし。 (医療行為によって発生する感染性廃棄物であるため。)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 院内に高圧蒸気滅菌破碎処理装置（ロトクレープ）を導入し、感染性廃棄物を高圧蒸気滅菌処理後破碎し、廃プラスチックとして排出している。 (熱回収は行っていない) 減量化については、中間処理後に排出した廃プラスチックは委託処理により、焼却し90%減量されて最終処分量となる。(院外搬出量の10%が最終処分量である。) 熱回収については、中間処理後の委託処理で実施している。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 新たな処理装置の導入予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	570 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	570 t	t
	(これまでに実施した取組) 医療行為から発生する感染性廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別を強化し、最終処分量の削減に取り組んでいる。 委託した処分状況について、委託先の現地確認を年1回以上行い、契約者の定めに従って適正に処理されていることを確認、記録するとともに、当該記録を5年間保存している。また、環境に配慮した処理業者であることを確認している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	570 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	570 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現状を維持する。</p> <p>委託先を選定する場合は、契約前に現地確認および処分業者の許可証や処理能力の確認を確実にし、収集運搬業者、処分業者それぞれ書面で委託契約を行う。また、環境に配慮した処理業者を選定する。</p> <p>医療行為から発生する感染性廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別を強化し、最終処分量の削減に取り組む。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。